

(案)

交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム の使用に関する契約書

仙台市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、下記の条項により交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム（以下「システム」という。）の使用等に関する契約を締結する。

（総則）

- 第1条 この契約は、乙がシステムを常時正常に稼働し得る状態において甲の使用に供し、甲に対し適切な操作方法を指導するとともに、システムのために必要な消耗品を円滑に供給することを目的とする。
- 2 システムには、広告表示用モニター等に付随する機器類一式を含む。
- 3 乙は、システムに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、システムに掲載することができる。
- 4 甲及び乙は、この契約書及び別紙の仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（システムの所有権及び使用）

- 第2条 乙は、乙が所有するシステムを乙の負担により甲の施設へ設置するものとする。
- 2 甲は契約の満了又は解除に伴いシステムが撤去されるまでの間、交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開にかかる機器を使用することができるものとし、乙は契約の満了日又は解除日までの間、広告表示にかかる機器を使用することができるものとする。
- 3 乙は、システム設置完了日の翌日から契約の満了日又は解除日までの間、システムにかかる電気料及び通信料を甲に支払うものとする。

（システムの設置）

- 第3条 システムの設置場所は、別紙のとおりとする。
- 2 設置場所への搬入及び設置場所（第4項の規定により変更された設置場所を含む。以下同じ。）からの搬出は、乙が行う。
- 3 設置に伴い、甲が指定する設置場所における既存機器の撤去及び廃棄並びに契約の満了等によるシステムの撤去に伴う原状回復工事に要する費用については、乙が負担する。
- 4 甲は、設置場所の変更を必要とする場合には、あらかじめその旨を乙に通知し、甲乙協議の上、設置場所を変更することができる。
- 5 前項の規定による設置場所の変更に要する費用については、甲乙協議のうえ決める。

（システムに関する責任）

- 第4条 乙は、システム上の問題が生じた場合において、第三者に対して損害を与え、また第三者に対して報酬等の補償を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。
- 2 乙は、システムの使用に際し、第三者からの苦情等システムに関する問題が生じた場合には自己の責任において、直ちに問題解決のために対応するものとする。

(広告の仕様及び内容等)

- 第5条 乙は、システムに付随する広告表示用モニターに広告を掲載することができる。
- 2 乙がシステムに掲載する広告の仕様及び内容は、別紙の「仙台市広告掲載要綱（平成17年10月20日市長決裁）」、「仙台市広告掲載基準（平成17年10月20日財政局長決裁）」及びその他甲が定める広告掲載に関する基準並びに別紙の仕様書の内容を満たすものとする。
- 3 乙は、システムに広告を掲載するにあたり、広告主及び広告内容について、事前に甲に報告し、甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、広告主を募るにあたっては、甲が協賛のあつせん又は媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行わなければならない。
- 5 乙は、本契約の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(広告内容についての責任)

- 第6条 乙は、広告を掲載する広告主との間で、次の各号に定めることについて取り決めなければならない。
- 一 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする
- 二 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙が保証すること
- 三 甲に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して被害を受けた旨の請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする

(乙と広告主との契約)

- 第7条 乙はシステムに広告を掲載するに当たり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(システムに関する保守等)

- 第8条 乙は、甲がシステムを常時正常な状態で使用できるように、定期的にシステムの点検及び調整を行わなければならない。
- 2 システムが故障した場合において、甲の要請があつたときは、乙は、直ちにシステムの修理に着手し、速やかにこれを正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙の責に帰すべき事由によりシステムが正常な状態で稼働できない場合において、甲の請求があつたときは、乙は、速やかに、これに代えて他の正常なシステムを甲の使用に供しなければならない。
- 4 乙は、消耗品の不足が生じないように、消耗品の供給を行わなければならない。甲からの申出があつた場合も、同様とする。
- 5 保守及び消耗品の提供に要する費用については、乙が負担する。

(身分証の携帯)

- 第9条 乙は、保守等の業務を行うに当たり第3条の設置場所に立ち入る場合は、当該業務を行う乙又は保守代行者の従業員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の履行に際し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、契約の満了又は解除後においても同様とする。

2 乙は、保守代行者に対し、当該保守代行者が保守等の業務を代行するに際して知り得た甲の業務上の秘密を保持させなければならない。

(仕様書等の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下「仕様書等」という。）についての変更内容を乙に通知して、甲乙協議の上、仕様書等を変更することができる。

(使用の一時中止)

第12条 甲は、システムの使用途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、当該事情が解消されるまでの間、乙に対し事前に通知したうえで広告表示用モニターの一部又は全部の使用を中止することができる。

2 前項の規定による中止のための事務に要する費用については、乙が負担する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第13条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくはその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約期間等)

第14条 この契約の有効期間は、この契約を締結した日から令和9年1月31日までとする。

(広告掲載料)

第15条 広告掲載料は、月額_____円（うち消費税_____円）とし、内訳は別紙のとおりとする。

2 広告掲載料は、甲乙協議の上決定した各区役所戸籍住民課等のシステム設置完了日の翌日から、契約の満了日又は解除日まで発生するものとする。ただし、1月未満の端数が生じた場合は日割計算で算出した金額とする。なお、計算式は別紙のとおりとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める広告掲載料を甲が指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納入する。なお、消費税及び地方消費税率が変わった場合には変更契約により対応する。

4 前項の支払期限までに納付がないとき、甲は、乙に対し、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。なお、この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

5 前項の場合において、計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 広告掲載料の支払いに要する費用は、乙が負担する。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、本契約を解除できるものとする。

- 一 差押、仮差押、競売の申立て又は破産手続開始、再生手続開始、整理開始、更生手続開始の申立てがあったとき
 - 二 仙台市市税を滞納して督促を受けたとき又は保全差押を受けたとき
 - 三 解散、合併又は営業の全部の譲渡を決議したとき
 - 四 乙が本契約に違反し、かつ当該違反を是正すべき旨の甲の書面による通知を受けてから30日以内に、その違反が解消されないとき
 - 五 乙が著しく社会的信用を失墜したとき
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことで生じる損害について、その損害の賠償を乙に請求することができる。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、書面により甲に通告し、本契約を解除できる。

- 一 甲が正当な理由なくこの契約に違反したとき
- 二 本契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき

(契約解除に伴う撤去等)

第18条 乙は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なくシステム及び消耗品の撤去を行わなければならない。

(解除に伴う広告主への補償等)

第19条 乙は、第16条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(原状回復)

第20条 乙は、本契約の期間満了等によりシステム及び消耗品を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

(行政広報映像等の作成及び流用禁止等)

第21条 乙がこの契約に基づいて設置した広告表示用モニターで放映する行政広報映像等は、甲の提供する行政広報映像等の情報をもとに、乙が甲の委託を受けて作成（データ変換等を含む。）するものとする。

- 2 甲は、乙に提供する行政広報映像等の情報の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行政広報映像等の情報の内容にかかる財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。
- 3 甲は、乙が広告表示用モニターで放映するために甲の委託を受けて作成した甲の行政広報映像等を、乙の広告表示用モニター以外で放映してはならない。ただし、あらかじめ乙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(補則)

第22条 この契約に関して疑義を生じたとき又はこの契約の定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市
仙台市長 郡 和 子

乙

別紙

(1) 契約対象物件

品名	内容	設置場所
交付番号表示システム (一式)	表示モニター	青葉区役所、宮城野区役所、若林区役所、太白区役所、泉区役所の戸籍住民課内及び宮城総合支所の税務住民課内
	番号札・番号付ファイル	
	設定用機材等	
受付呼出番号表示システム (一式)	番号札発券機	青葉区役所、宮城野区役所、若林区役所、太白区役所、泉区役所の戸籍住民課内
	呼出表示機	
	呼出表示機操作盤	
	待ち時間表示機	
	ワイヤレスマイク	
	設定用機材等	
待合状況公開システム (一式)	待合状況公開システム	青葉区役所、宮城野区役所、若林区役所、太白区役所、泉区役所の戸籍住民課内
	インターネット回線	

※システムの設置や設定、通信料含む。

(2) 広告掲載料 月額 _____ 円 (内消費税及び地方消費税相当額 _____ 円)

設置場所	内訳額 (月額)
青葉区役所	円
宮城野区役所	円
若林区役所	円
太白区役所	円
泉区役所	円

※宮城総合支所の広告掲載料は青葉区役所に含まれるものとする。

(3) 日割計算式 (設置場所ごとに算出する)

$\frac{\text{当該設置場所の内訳額 (月額)}}{\text{当該月の開庁日の日数}} \times \text{当該設置場所における当該月の広告掲載日数}$
<p>※広告掲載日数の起算日は各区役所戸籍住民課のシステム設置完了日の翌日とする。</p> <p>※1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>